

# 飲酒運転に関する道路交通法の施行例の一部改正(2009年6月1日施行)

## 道路交通法 酒気帯び運転等の禁止

### 第六十五条 第一項

何人も、酒気を帯びて**車両等を運転してはならない。**

### 第六十五条 第二項

何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、**車両等を提供してはならない。**

### 第六十五条 第三項

何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、**酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。**

### 第六十五条 第四項

何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七十二条の二の二第四号及び第一百七十二条の三の二第二号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する**車両に同乗してはならない。**

警視庁参考資料

#### 【罰則】

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【違反点数】※平成21年6月1日の法改正から点数引き上げ

違反種別	改正前			改正後			
	違反点	処分内容	欠格	違反点	処分内容	欠格	
			停止期間			停止期間	
酒酔い運転	25点	免許取消	2年	35点	免許取消	3年	
酒気帯び運転 (呼気1リットル中の アルコール濃度)	0.25mg以上	13点	免許停止	90日	25点	免許取消	2年
	0.15mg以上 0.25mg未満	6点	免許停止	30日	13点	免許停止	90日

運転者以外の周囲の責任についての処罰

【車両提供者は運転者と同じ処罰に！】

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【酒類の提供・車両の同乗者】

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※このページの内容は警視庁の参考資料を基に作成しております。  
詳しくは警視庁ホームページにてご確認ください。→ [警視庁ホームページ](#)